



こ けんりじょうやく 子どもの権利条約

さいせいかいよこはましなんぶびょういん こ けんりじょうやく もと
 済生会横浜市南部病院では、子どもの権利条約に基づいて
 こ けんり そんちょう いっしょ ちりょう
 子どもたちの権利を尊重して、一緒に治療していきます。

こ さいぜん いりょう かんが けんり 1 子どもにとって最善の医療が考えられる権利

こ もっと かんが いりょう う けんり
 子どもにとって最もよいと考えられる医療を受ける権利があります。
 あんしん かんきょう いりょう おこな
 安心できる環境で医療を行っていきます。

あんぜん すこ はったつ せいちょう けんり 2 安全に健やかに発達・成長する権利

こ つね はったつ せいちょう そんざい
 子どもは常に発達・成長している存在です。
 びょうき いりょう う あいだ
 病気やけがなどで医療を受けている間も、
 あそ べんきょう せいちょう かんが
 遊んだり勉強したりしながら成長できるように考えています。

ことば せつめい う けんり 3 わかりやすい言葉で説明を受ける権利

びょうき びょうき ちりょう
 病気のこと、病気の治療のことなどを
 わ ことば せつめい う けんり
 分かりやすい言葉で説明を受ける権利があります。

じぶん きもち いけん つた けんり 4 自分の気持ち・意見を伝えられる権利

じぶん かん いけん つた けんり
 自分の感じたことや意見などを伝えられる権利があります。

すこ あんしん ちりょう う はなし き ささ
 少しでも安心して治療が受けられるように、お話を聞いて支えていきます。

たいせつ まも けんり 5 大切にしたいことが守られる権利

じぶん たいせつ し
 自分が大切にしたいこと、知られたくないことなどを
 たにん はな
 他人に話したりしません。